

県南広域振興局長告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年7月31日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市川辺字柵瀬533番地先から547番先まで	新	m 19.4～51.4	m 138.8
	旧	19.4～47.1	138.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (2) 期間 平成30年7月31日から同年8月31日まで